社会福祉法人 立川厚生会 定款

第　１　章　　　総　　則

**（ 目　的 ）**

**第１条**　この社会福祉法人（以下「法人」という。）は、多様な福祉サービスがその利用者の意向を尊重して総合的に提供されるよう創意工夫することにより、利用者が、個人の尊厳を保持しつつ、自立した生活を地域社会において営むことができるよう支援することを目的として、次の社会福祉事業を行う。

　（１） 第一種社会福祉事業

　　　　　　　 特別養護老人ホームの経営

　（２） 第二種社会福祉事業

　　　　　 （イ） 老人デイサービス事業の経営

　　　　　 （ロ） 老人短期入所事業の経営

　　　　　 （ハ） 老人介護支援センターの経営

　　　　　 （ニ） 老人居宅介護等事業の経営

　　　　　 （ホ） 小規模多機能型居宅介護事業の経営

　　　　 　（へ） 障害福祉サービス事業の経営

**（ 名　称 ）**

**第２条**　この法人は、社会福祉法人 立川厚生会という。

**（ 経営の原則等 ）**

**第３条**　この法人は、社会福祉事業の担い手としてふさわしい事業を確実、効果的かつ適正に行うため、自主的にその経営基盤の強化を図るとともに、その提供する福祉サービスの質の向上並びに事業経営の透明性の確保を図り、もって地域福祉の推進に努めるものとする。

２この法人は、地域社会に貢献する取組として、地域の独居高齢者、日常生活又は社会生活上の支援を必要とする者等を支援するため、無料又は低額な料金で福祉サービスを積極的に提供するものとする。

**（ 事務所の所在地 ）**

**第４条**この法人の事務所を、山形県東田川郡庄内町狩川字笠山４３３番地３

に置く。

第　２　章　　　評 議 員

**（ 評議員の定数 ）**

**第５条**　この法人に評議員７名以上１１名以内を置く。

**（ 評議員の選任及び解任 ）**

**第６条**この法人に評議員選任・解任委員会を置き、評議員の選任及び解任は、

評議員選任・解任委員会において行う。

２評議員選任・解任委員会は、監事１名、事務局員１名、外部委員１名の合計

３名で構成する。

３　選任候補者の推薦及び解任の提案は、理事会が行う。評議員選任・解任委員会の運営についての細則は、理事会において定める。

４　選任候補者の推薦及び解任の提案を行う場合には、当該者が評議員として

適任及び不適任と判断した理由を委員に説明しなければならない。

５　評議員選任・解任委員会の決議は、委員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。ただし、外部委員が出席し、かつ、外部委員が賛成することを要する。

**（ 評議員の任期 ）**

**第７条**評議員の任期は、選任後４年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。

２　任期の満了前に退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期は、

退任した評議員の任期の満了するときまでとすることができる。

３評議員は、第５条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお評議員としての権利義務を有する。

**（ 評議員の報酬等 ）**

**第８条**評議員に対して、各年度の総額が５００，０００円を超えない範囲で、評議員会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を、報酬として支給することができる。

第　３　章　　　評 議 員 会

**（ 構　成 ）**

**第９条**評議員会は、すべての評議員をもって構成する。

**（ 権　限 ）**

**第１０条**評議員会は、次の事項について決議する。

（１） 理事及び監事の選任又は解任

（２） 理事及び監事の報酬等の額

（３） 理事及び監事並びに評議員に対する報酬等の支給の基準

（４） 計算書類（貸借対照表及び収支計算書）及び財産目録の承認

（５） 定款の変更

（６） 残余財産の処分

（７） 基本財産の処分

（８） 社会福祉充実計画の承認

（９） その他評議員会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事

　　項

**（ 開　催 ）**

**第１１条**評議員会は、定時評議員会として毎年度６月に１回開催するほか、必要がある場合に開催する。

**（ 招　集 ）**

**第１２条**評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき理事長が招集する。

２　評議員は、理事長に対し、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができる。

**（ 議　長 ）**

**第１３条**評議員会の議長は、その都度評議員の互選とする。

**（ 決　議 ）**

**第１４条**評議員会の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を

除く評議員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

２前項の規定にかかわらず、次の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の３分の２以上に当たる多数をもって行わなければならない。

（１） 監事の解任

（２） 定款の変更

（３） その他法令で定められた事項

３　理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第１

項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第１６条

に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の

多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

４第１項及び第２項の規定にかかわらず、評議員（当該事項について議決に加わることができるものに限る。）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、評議員会の決議があったものとみなす。

**（ 議　事　録 ）**

**第１５条**評議員会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

２議長及び会議に出席した評議員のうちから選出された議事録署名人２名が

これに署名する。

第 ４ 章　　 役 員 及 び 職 員

**（ 役員の定数 ）**

**第１６条**この法人には、次の役員を置く。

（１） 理事　６名以上１０名以内

　　（２） 監事　２名

２　理事のうち１名を理事長とする。

３　理事長以外の理事のうち、１名を業務執行理事とする。

**（ 役員の選任 ）**

**第１７条**理事及び監事は、評議員会の決議によって選任する。

２理事長及び業務執行理事は、理事会の決議によって理事の中から選定す

る。

**（ 理事の職務及び権限 ）**

**第１８条**理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところによ

り、職務を執行する。

２　理事長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、

その業務を執行し、業務執行理事は、理事会において別に定めるところによ

り、この法人の業務を分担執行する。

３　理事長及び業務執行理事は、毎会計年度に４箇月を越える間隔で２回以

上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

**（ 監事の職務及び権限 ）**

**第１９条**監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、

監査報告を作成する。

２監事は、いつでも、理事及び職員に対して事業の報告を求め、この法人の

業務及び財産の状況の調査をすることができる。

**（ 役員の任期 ）**

**第２０条**理事又は監事の任期は、選任後２年以内に終了する会計年度のうち

最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。

２　補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時

までとすることができる。

３理事又は監事は、第１６条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満

了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

**（ 役員の解任 ）**

**第２１条**理事又は監事が、次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議

によって解任することができる。

（１） 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。

　（２） 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えない

とき。

**（ 役員の報酬等 ）**

**第２２条**理事及び監事に対して、評議員会において別に定める総額の範囲内

で、評議員会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。

**（ 職　員 ）**

**第２３条**この法人に職員を置く。

２　この法人の設置経営する施設の長他の重要な職員（以下「施設長等」とい

う。）は、理事会において、選任及び解任する。

３施設長等以外の職員は、理事長が任免する。

第 ５ 章　　 理　事　会

**（ 構　成 ）**

**第２４条**理事会は、全ての理事をもって構成する。

**（ 権　限 ）**

**第２５条**理事会は、次の職務を行う。ただし、日常の業務として理事会が定めるものについては理事長が専決し、これを理事会に報告する。

（１） この法人の業務執行の決定

 （２） 理事の職務の執行の監督

 （３） 理事長及び業務執行理事の選定及び解職

**（ 招　集 ）**

**第２６条**理事会は、理事長が招集する。

２理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、各理事が理事会を招

集する。

**（　議　長 ）**

**第２７条**　理事会の議長は、その都度理事の互選とする。

**（ 決　議 ）**

**第２８条**理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く

理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

２前項の規定にかかわらず、理事（当該事項について議決に加わることがで

きるものに限る。）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をした

とき（監事が当該提案について異議を述べたときを除く。）は、理事会の決議

があったものとみなす。

**（ 議 事 録 ）**

**第２９条**理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作

成する。

２ 当該理事会に出席した理事長及び監事は、前項の議事録に署名する。

第 ６ 章　　資 産 及 び 会 計

**（ 資産の区分 ）**

**第３０条**この法人の資産は、これを分けて基本財産とその他財産の２種とす

る。

２基本財産は、次の各号に掲げる財産をもって構成する。

（１） 山形県東田川郡庄内町狩川字笠山４３３番地３

　　　　　　　宅地　　　（ ２６，３５０．５３平方メートル ）

　（２） 山形県東田川郡庄内町狩川字笠山４３３番地３所在の

　　　　　　　鉄筋コンクリート造亜鉛メッキ鋼板葺平屋建

　　　　　　　　　特別養護老人ホーム山水園１棟

　　　　　　　　　　　　（ ３，０７３．６６平方メートル）

　（３） 山形県東田川郡庄内町狩川字笠山４３３番地３所在の

　　　　　　　鉄骨造亜鉛メッキ鋼板葺２階建

　　　　　　　　　 車庫・物置 １棟

　　　　　　　　　　　　（ ２５６．２８平方メートル）

　（４） 山形県東田川郡庄内町狩川字笠山４３３番地３所在の

　　　　　　　鉄筋コンクリート造亜鉛メッキ鋼板葺２階建

　　　　　　　　　 老人デイサービスセンター山水園１棟

　　　　　　　　　　　　（ ５３３．８８平方メートル）

　（５） 山形県東田川郡庄内町狩川字笠山４３３番地３所在の

　　　　　　　軽量鉄骨造亜鉛メッキ鋼板葺平屋建

　　　　　　　　　　物置１棟

　　　　　　　　　　　　（ １６．１５平方メートル）

　（６） 山形県東田川郡庄内町狩川字笠山４３３番地３所在の

　　　　　　　木造合金メッキ鋼板葺平屋建

　　　　　　　　　　山水園小規模多機能型居宅介護事業所1棟

　　　　　　　　　　　　（ ６４９．２３平方メートル）

３その他財産は、基本財産以外の財産とする。

４基本財産に指定されて寄附された金品は、速やかに第２項に掲げるため、

必要な手続をとらなければならない。

**（ 基本財産の処分 ）**

**第３１条**基本財産を処分し、又は担保に供しようとするときは、理事会及び

評議員会の承認を得て、山形県知事の承認を得なければならない。ただし、次の各号に掲げる場合には、山形県知事の承認は必要としない。

　（１）　独立行政法人福祉医療機構に対して基本財産を担保に供する場合

　（２）　独立行政法人福祉医療機構と協調融資（独立行政法人福祉医療機構

の福祉貸付が行う施設整備のための資金に対する融資と併せて行う同一の財産を担保とする当該施設整備のための資金に対する融資をいう。以下同じ。）に関する契約を結んだ民間金融機関に対して基本財産を担保に供する場合（協調融資に係る担保に限る。）

**（ 資産の管理 ）**

**第３２条**この法人の資産は、理事会の定める方法により、理事長が管理する。

２資産のうち現金は、確実な金融機関に預け入れ、確実な信託会社に信託

し、又は確実な有価証券に換えて、保管する。

**（ 事業計画及び収支予算）**

**第３３条**この法人の事業計画書及び収支予算書については、毎会計年度開始

の日の前日までに、理事長が作成し、理事会の決議を経て、評議員会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

２前項の書類については、主たる事務所に、当該会計年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

**（ 事業報告及び決算 ）**

**第３４条**この法人の事業報告及び決算については、毎会計年度終了後、理事

長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

　（１） 事業報告

　（２） 事業報告の附属明細書

　（３） 貸借対照表

　（４） 収支計算書（資金収支計算書及び事業活動計算書）

　（５） 貸借対照表及び収支計算書（資金収支計算書及び事業活動計算書）の附属明細書

　（６） 財産目録

２前項の承認を受けた書類のうち、第１号、第３号、第４号及び第６号の書

類については、定時評議員会に提出し、第１号の書類についてはその内容を

報告し、その他の書類については承認を受けなければならない。

３第１項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に５年間備え置き、一般の

閲覧に供するとともに、定款を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

（１） 監査報告

（２） 理事及び監事並びに評議員の名簿

（３） 理事及び監事並びに評議員の報酬等の支給の基準を記載した書類

（４） 事業の概要等を記載した書類

**（ 会計年度 ）**

**第３５条**この法人の会計年度は、毎年４月１日に始まり、翌年３月３１日を

もって終わる。

**（ 会計処理の基準 ）**

**第３６条**この法人の会計に関しては、法令等及びこの定款に定めのあるもの

のほか、理事会において定める経理規程により処理する。

**（ 臨機の措置 ）**

**第３７条**予算をもって定めるもののほか、新たに義務の負担をし、又は権利

の放棄をしようとするときは、理事総数の３分の２以上の同意がなければならない。

第 ７ 章　　　解　　散

**（ 解　散 ）**

**第３８条**この法人は、社会福祉法第４６条第１項第１号及び第３号から第６

号までの解散事由により解散する。

**（ 残余財産の帰属 ）**

**第３９条**解散（合併又は破産による解散を除く。）した場合における残余財

産は、評議員会の決議を得て、社会福祉法人並びに社会福祉事業を行う学校法人及び公益財団法人のうちから選出されたものに帰属する。

第 ８ 章　　　定 款 の 変 更

**（ 定款の変更 ）**

**第４０条**この定款を変更しようとするときは、評議員会の決議を得て、山形

県知事の認可（社会福祉法第４５条の３６第２項に規定する厚生労働省令で定める事項に係るものを除く。）を受けなければならない。

２前項の厚生労働省令で定める事項に係る定款の変更をしたときは、遅滞な

くその旨を山形県知事に届け出なければならない。

第 ９ 章　　　公告の方法その他

**（ 公告の方法 ）**

**第４１条**この法人の公告は、社会福祉法人 立川厚生会の掲示場に掲示する

とともに、官報、新聞又は電子公告に掲載して行う。

**（ 施行細則 ）**

**第４２条**この定款の施行についての細則は、理事会において定める。

**附　　則**

　　　この法人の設立当初の役員は、次のとおりとする。ただし、この法人の成立後遅滞なく、この定款に基づき、役員の選任を行うものとする。

　　　　理事長　　八 木　 勇 治

　　　　理　事　　佐 藤　 幸 正

　　　　　〃　　　越 中　 成 彌

　　　　　〃　　　森 居　 喜一郎

　　　　　〃　　　斎 藤　 留 蔵

　　　　　〃　　　大 瀧　 謙 次

　　　　　〃　　　門 脇　 金 雄

　　　　　〃　　　加 藤　 紀 代

　　　　監　事　　清 野　 清 一

　　　　　〃　　　高 山　 祐 一

この定款は、昭和５９年 ６月２３日から施行する。

**改正**　昭和６１年 ３月２０日、昭和６１年 ３月２０日から施行する。

**改正**　昭和６２年 ７月 ９日、知事の認可があった日から施行する。

**改正**　昭和６２年１２月２３日、知事の認可があった日から施行する。

**改正**　平成３年 ２月１５日、知事の認可があった日から施行する。

**改正**　平成３年 ３月 ４日、平成３年 ３月 ４日から施行する。

**改正**　平成４年 ５月２３日、知事の認可があった日から施行する。

**改正**　平成５年１２月２１日、知事の認可があった日から施行する。

**改正**　平成８年 ９月１２日、知事の認可があった日から施行する。

**改正**　平成８年１２月２５日、知事の認可あった日から施行する。

**改正**　平成１０年 ３月２３日、知事の認可があった日から施行する。

**改正**　平成１２年 ５月３０日、知事の認可があった日から施行する。

**改正**　平成１３年 ５月２９日、知事の認可があった日から施行する。

**改正**　平成１５年 ３月 ４日、知事の認可があった日から施行する。

**改正**　平成１７年 ７月 ４日、知事の認可があった日から施行する。

**改正**　平成１９年 ３月２７日、知事の認可があった日から施行する。

**改正**　平成１９年 ７月 ３日、知事の認可があった日から施行する。

**改正**　平成２０年 ３月１４日、知事の認可があった日から施行する。

**改正**　平成２３年 ８月１０日、平成２３年 ８月１０日から施行する。

**改正**　平成２５年 ７月２２日、知事の認可があった日から施行する。

**改正**　この定款は、平成２９年　４月　１日から施行する。

　　　（ 山形県知事 認可日　平成２９年　２月２８日 ）

**改正**　平成３０年 ３月 ２日、知事の認可があった日から施行する。